

# 離婚届

令和 7年 1月 1日 届出

三重県四日市市長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号						
送付 令和 年 月 日	三重県四日市市長 印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

## 記入の注意

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に  
1 台湾  
2 パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及びガザ地区）  
そのほかに必要なもの  
調停離婚のとき → 調停調書の謄本  
審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書  
和解離婚のとき → 和解調書の謄本  
認諾離婚のとき → 認諾調書の謄本  
判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書

お問い合わせは、市民課（354-8151）まで

新しい住所を記入してください。  
住民異動届と同時に出すときは、住民異動届と同時に出すときは、

住所  
夫  
妻

令和 年 月 日	午前	午後
夫	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
妻	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
通知	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
妻	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
通知	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
使用者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
氏名	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
通知	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

この届だけでは、子の戸籍や姓は変わりません。  
別途お手続きが必要となります。

(1) 氏名	夫 ヤスジマ 太郎 氏名 安島 太郎	妻 ヤスジマ ハナコ 氏名 安島 花子
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 西暦 5年1月1日 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 西暦 4年2月1日 <input checked="" type="checkbox"/> 平成
住所	四日市市安島一丁目 1 番地 1 号 アパート・マンション等 サルビアハイツ201	四日市市諏訪町 1 番地 1 号 アパート・マンション等
(2) 本籍	四日市市諏訪町 1 番地 1 号	
父母及び養父母の氏名 父母との続柄	夫の父 安島 一郎 母 安島 正子 続柄 長男	妻の父 楠 次郎 母 諏訪 良子 続柄 二女
(右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください)	養父 養母	続柄 養子 続柄 養女
(3) 離婚の種別	<input type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日成立 年 月 日確定	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日成立 年 月 日認諾 年 月 日確定
(4) 婚姻前の氏に もどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	(フリガナ) スワ サブロウ 筆頭者の氏名 諏訪 三郎
(6) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 安島 湊	妻が親権を行う子 安島 航
(7) 同居の期間	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 令和 30年1月から <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 (同居を始めたとき)	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 令和 6年1月まで <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 西暦 (別居したとき)
(8) 別居する前の住所	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の住所と同じ <input type="checkbox"/> 妻の住所と同じ 番地 番 号	
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1 <input checked="" type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 6 ※別表に沿って該当番号の□に✓を付けてください (国勢調査の年…令和 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
(10) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他	<input type="checkbox"/> 戸籍法77条の2同時届出 <input type="checkbox"/> 同居中につき(7)(8)欄空欄	
届出人署名	夫 安島 太郎	妻 安島 花子
連絡先	日中連絡のとれる電話番号をご記入ください 夫: 080 - 0000 - 0000 妻: 090 - 0000 - 0000	

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	署名 大矢知 ゆり	羽津 かもめ
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 西暦 4年3月1日 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 西暦 5年4月1日 <input checked="" type="checkbox"/> 平成
住所	四日市市大矢知町 1 番地 1 号 アパート・マンション等 カーサSOU MEN 3C	四日市市羽津町 1 番地 1 号 アパート・マンション等 ナイトビュー羽津II-3
本籍	四日市市水沢町 1 番地 1 号	鈴鹿市神戸一丁目 1 番地 1 号

住所変更は別の届（住民異動届）が必要です。  
住民異動届は、平日午前8時30分から、  
午後5時15分までの取り扱いです。

籍欄には何も記載しないでください。(この場合には  
早いほうを書いてください。  
所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- 未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。  
面会交流について取決めをしている。  
まだ決めていない。  
面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。
- 経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。  
養育費の分担について取決めをしている。  
取決め方法：(□公正証書 □それ以外)  
まだ決めていない。  
養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等)による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

法務省 離婚 法務省作成のパンフレット

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。  
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】<https://www.houterasu.or.jp>

別表（別居する前の世帯のおもな仕事欄）  
必ず平日の日中に連絡のとれる番号をご記入ください。  
ご連絡がつかない場合、住民票や戸籍の処理が  
保留となる場合もありますので、ご了承願います。

人から 99人まで  
1年未満の契約の

\*鉛筆及び消えやすいインク、または消せるボールペンでは書かないでください。